

○近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準

平成22年3月21日

告示第272号

(趣旨)

第1条 この基準は、近江八幡市資格者名簿(近江八幡市契約規則(平成22年近江八幡市規則第61号)第18条第2項の資格者名簿をいう。以下同じ。)に登載された者(以下「有資格者」という。)に対する市並びに市の設立に係る公社、公益的法人等(以下「市等」という。)発注の建設工事及びこれに関連する調査、測量、設計等業務委託、役務提供及び物品供給(以下「工事等」という。)に係る一般競争入札参加停止及び指名停止措置(以下「停止措置」という。)の適正かつ統一的な処理を図るため、必要な事項を定める。

(入札参加停止)

第2条 市長は、有資格者又は有資格者の役員若しくはその使用人(以下「有資格者等」という。)が別表第1及び別表第2の左欄(以下「別表左欄」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該右欄に定める期間、当該有資格者について停止措置を行うものとする。

2 前項の停止措置を行ったときは、契約事務担当員(近江八幡市契約規則第2条第4号の契約事務担当員をいう。以下同じ。)は、工事等の契約の相手方の選定に際し、当該停止措置に係る有資格者を入札に参加させ、又は指名してはならない。当該入札参加停止に係る有資格者又は当該有資格者を構成員にする共同企業体を現に入札に参加させ、又は指名しているときは、当該入札参加資格又は指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体の構成員に関する入札参加停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定による停止措置を行う場合において、当該入札参加停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人についても、元請負人の停止措置期間を基準に期間を定め、停止措置を併せて行うものとする。

2 市長は、共同企業体の行った行為等について前条第1項の規定により停止措置を行おうとするときは、当該共同企業体の有資格者である構成員(明らかに当該停止措置について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の停止措置の期間を基準として期間を定め、停止措置を行うものとする。

(停止措置の期間の始期)

第4条 停止措置の期間の始期は、当該停止措置の決定があった日とする。

2 停止措置の期間中の有資格者について、当該停止措置理由以外の理由により再度停止

措置を行う場合の始期は、再度停止措置を決定した日とする。

(停止措置期間の特例)

- 第5条 有資格者が1の事案により別表左欄に定める措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに定める期間の最も長いものをもって停止措置の期間とする。
- 2 有資格者が、別表左欄の措置要件に係る停止措置の期間及び停止措置の期間の満了の日の翌日から起算して1年を経過するまでの間に、それぞれ別表左欄の措置要件に該当することとなった場合における停止措置の期間は、当該右欄に掲げる期間の2倍の期間とする。ただし、その期間は、36月を限度とする。
 - 3 有資格者が、別表第2第1項、第7項又は第8項の措置要件に係る停止措置の期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表第1項、第7項又は第8項の措置要件のいずれかに該当することとなった場合における停止措置の期間は、当該右欄に定める期間の1倍の期間とする。ただし、前項の規定により2倍の期間とする場合を除くものとし、その期間は、36月を限度とするものとする。
 - 4 市長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があると認め、別表左欄及び前2項の規定による停止措置の期間未満の期間を定める必要があるときは、停止措置の期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。
 - 5 前項に規定する場合のほか、別表第2第7項の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの当該有資格者の停止措置の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。
 - 6 市長は、有資格者に極めて悪質な事由がある場合又は極めて重大な結果を生じさせた場合において、別表第1及び別表第2の右欄に定める期間を超える停止措置の期間を定める必要があるときは、36月を限度として停止措置の期間を当該期間の2倍まで延長することができる。
 - 7 市長は、停止措置の期間中において有資格者に係る情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、停止措置の期間を変更することができる。
 - 8 市長は、停止措置の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格者について停止措置を解除するものとする。

(停止措置の審査等)

- 第6条 市長は、第2条第1項若しくは第3条の規定により停止措置を行おうとするとき、第5条第7項の規定により停止措置の期間を変更しようとするとき又は第13条の規定により苦情申立てに対する回答を行おうとするときは、近江八幡市建設工事契約審査会規程(平成22年近江八幡市訓令第64号)に規定する近江八幡市建設工事契約審査会(以下「審査会」という。)の審査を経なければならない。
- 2 前項の規定は、第5条第8項の規定により停止措置を解除しようとするときについて準

用する。ただし、停止措置を解除する理由が客観的に明白である場合にあっては、審査会の審査を省略することができる。この場合において、当該措置をとったことについて審査会に報告するものとする。

- 3 市長は、別表第2第2項から第6項までに掲げる措置要件を事由として停止措置を行おうとするときは、あらかじめ滋賀県警察本部長又は近江八幡警察署長の意見を聴くものとする。
- 4 市等の所属長は、第2条、第3及び第5条に規定する停止措置事由の特例に該当することを知ったときは、工事等契約事務主管課長にその旨報告しなければならない。

(停止措置の承継)

第7条 停止措置の期間中の当該有資格者から入札参加資格を承継する者は、停止措置について承継するものとする。

(停止措置の通知等)

第8条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により停止措置を行い、第5条第7項の規定により停止措置の期間を変更し、又は同条第8項の規定により停止措置を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なく通知するとともに、当該措置の概要を公表するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により停止措置の通知をする場合において、当該停止措置の事由が市等の発注工事等に関するものであるときは、あらかじめ当該有資格者から必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 契約担当者は、停止措置の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特に必要であると認めるときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第10条 契約担当者は、停止措置の期間中の有資格者が市等の発注工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(停止措置以外の措置)

第11条 市長は、停止措置を行うに至らない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭により警告又は注意を喚起(以下「警告等」という。)することができる。

(苦情申立て)

第12条 第2条第1項若しくは第3条各項の規定による停止措置又は前条の規定により警告等の措置を受けた者は、当該措置について、市長に対して書面(次項及び次条第4項において「申立書面」という。)により苦情を申し立てることができる。

2 申立書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 申立者の商号又は名称及び住所
- (2) 申立てに係る措置
- (3) 申立ての趣旨及び理由
- (4) 申立ての期日

3 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

- (1) 停止措置 停止措置の期間内
- (2) 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内

(苦情申立てに対する回答等)

第13条 市長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して5日以内(近江八幡市の休日を含める条例(平22年近江八幡市条例第2号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を含まない。第15条第1項において同じ。)に書面により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは前項の回答期間を延長することができる。

3 市長は、苦情の申立てが前条第3項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

4 市長は、第1項の回答をしたときは、速やかに申立書面及び同項の書面を公表するものとする。

(再苦情申立て)

第14条 前条第1項の回答に不服がある者は、市長に対して再苦情申立申請書(別記様式)により再苦情の申立てをすることができる。

2 再苦情の申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

- (1) 停止措置 当該停止措置の期間内(前条第1項の回答をした日の翌日から当該停止措置の終期までの期間が2週間に満たない場合にあっては、当該回答をした日の翌日から起算して2週間以内)
- (2) 警告等 前条第1項の回答をした日の翌日から起算して2週間以内

3 市長は、再苦情の申立てがあったときは、速やかに近江八幡市入札監視委員会設置要綱(平成22年近江八幡市告示第271号)に定める近江八幡市入札監視委員会(以下「委員会」という。)に諮問するものとする。

(再苦情申立てに対する回答)

第15条 市長は、再苦情申立てを行った者に対し、委員会の答申を踏まえ、答申を受けた日の翌日から起算して5日以内(休日を含まない。)に、書面により回答するものとする。

2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 再苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴い市長が講ずる措置の概要

(2) 再苦情申立てが認められなかった場合にあっては、その旨及び理由

3 市長は、前条第2項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

4 市長は、第1項の回答をしたときは、速やかに申立書面及び同項の書面を公表するものとする。

(その他)

第16条 この基準に定める停止措置に関する事務は、工事等契約事務主管課で所掌する。

2 その他この基準の実施に関し必要な事項は、審査会の意見を聴いて工事等契約事務主管部長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この基準は、平成22年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行日の前日までに、合併前の近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準(平成20年近江八幡市告示第159号)又は安土町建設工事等契約に係る指名停止等の措置要領(昭和61年6月1日要領第4号)の規定により行われた手続その他の行為は、この基準の相当規定によりなされたものとみなす。

(平23告示88・一部改正)

付 則(平成23年告示第88号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別表第1第1項、第4項第3号から第5号、第5項から第9項、別表第2第2項から第7項及び第11項から第14項の規定は、この基準の施行日以後に、公告した市等発注の工事等について適用し、同日前に公告した市等発注の工事等については、なお従前の例による。

別表第1(第2条第1項及び第5条第1項から第6項まで関係)

(平23告示88・全改)

工事等に基づく措置基準

運用項目	期間
(虚偽記載)	
1 市等発注の工事等の請負契約に係る競争入札において、入札参加資格審査申請書、競争参加資格確認資料及びその他の入札前の調査資料等に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上6月以内
(粗雑工事等)	
2 市等発注の工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。	当該認定をした日から1月以上3月以内
3 市等発注以外の滋賀県内の工事で、前項に掲げるもの以外のもの(以下「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑に、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定により監督処分されたとき。	当該認定をした日から1月以上2月以内
(市等の発注工事等の契約違反)	
4 市等発注の工事等の施工に当たり、2に掲げる場合のほか、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 正当な理由なく契約を履行しないとき。	6月以上24月以内
(2) 落札したにもかかわらず、契約を締結しないとき。	3月以上12月以内
(3) 正当な理由なく2月以上の履行遅滞があったとき。	2月以上3月以内
(4) 正当な理由なく1月以上2月未満の履行遅滞があったとき。	1月以上2月以内
(5) 正当な理由なく1月未満の履行遅滞があったとき。	1月
(6) 公害防止及び危険防止策が不良のとき又は工程管理、資材管理若しくは労務管理が不良で監督職員が指摘しても改善しないとき。	1月
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
5 市等発注の工事等又は市内の一般工事等の施工に当たり、次に掲げる場合を除き、公衆に死亡者を生じさ	当該認定をした日から3月以上6月以内

<p>せたとき。</p> <p>(1) 事故の原因が損害を受けた個人の責に帰すべきものである場合</p> <p>(2) 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合</p>	
<p>6 市等発注の工事等又は県内の一般工事等の施工に当たり、負傷者を生じさせ、当該工事の現場代理人等が刑法(明治44年法律第45号)又は労働安全衛生法(昭和57年法律第57号)等(以下「刑法等」という。)の違反の容疑により逮捕され、逮捕を経ないで公訴を提起され、又は処分されたとき。</p>	当該認定をした日から1月以上3月以内
<p>7 市等発注の工事等又は県内の一般工事等の施工に当たり、負傷者を生じさせ、5及び6に掲げる場合のほか、事故により損害を与え、その損害が重大であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から1月以上3月以内
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p>	
<p>8 市等発注の工事等又は一般工事等の施工に当たり、5(1)又は(2)に掲げる場合を除き、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。</p>	当該認定をした日から1月以上2月以内
<p>9 市等発注の工事等又は県内の一般工事等の施工に当たり、負傷者を生じさせ、当該工事の現場代理人等が刑法又は労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、又は処分されたとき。</p>	当該認定をした日から1月

別表第2(第2条第1項、第5条第1項から第6項まで及び第6条第3項関係)

(平23告示88・全改)

不正行為に基づく措置基準

運用項目	期間
(贈賄等)	
<p>1 有資格者等が、次に掲げる者に対して行った贈賄罪又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)違反の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p>	当該認定をした日から

(1) 市並びに市設立に係る公社及び公益法人等の職員	18月以上24月以内
(2) 滋賀県内の他の公共機関の職員	12月以上18月以内
(3) 近畿府県内及び隣接県内の他の公共機関の職員	6月以上12月以内
(4) 近畿府県及び隣接県以外の他の公共機関の職員	3月以上6月以内
(暴力団関係者)	
2 有資格者、有資格者の役員又は有資格者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条の暴力団又は指定暴力団等の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。	12月を経過し、かつ、その事実がなくなつたと認められる日まで
3 業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するために、有資格者又は有資格者の役員が暴力団関係者を使用したと認められるとき。	6月を経過し、かつ、その事実がなくなつたと認められる日まで
4 いかなる名義をもってするを問わず、有資格者又は有資格者の役員等が暴力団関係者に対して、金銭、物品又はその他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	6月を経過し、かつ、その事実がなくなつたと認められる日まで
5 有資格者又は有資格者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	3月を経過し、かつ、その事実がなくなつたと認められる日まで
6 有資格者又は有資格者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。ただし、有資格者又は有資格者の役員等が暴力団関係者等から脅迫を受けたことにより行った場合を除く。	2月を経過し、かつ、その事実がなくなつたと認められる日まで
(独占禁止法違反行為)	
7 有資格者が、次に掲げる機関が発注する業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	
(1) 逮捕され、又は公正取引委員会から告発されたとき。	当該認定をした日から
ア 市並びに市設立に係る公社及び公益法人等の職員	9月以上12月以内
イ 県内の他の公共機関	6月以上9月以内

ウ 近畿府県内及び隣接県内の公共機関	3月以上6月以内
エ 近畿府県及び隣接県以外の公共機関	1月以上3月以内
(2) 公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。	当該認定をした日から
ア 市並びに市設立に係る公社及び公益法人等の職員	6月以上9月以内
イ 県内の他の公共機関	3月以上6月以内
ウ 近畿府県内及び隣接県内の公共機関	2月以上3月以内
エ 近畿府県及び隣接県以外の公共機関	1月以上2月以内
(談合又は競売入札妨害)	
8 有資格者等が、次に掲げる機関が発注する業務に関し、談合罪又は競売入札妨害罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	当該認定をした日から
(1) 市並びに市設立に係る公社及び公益法人等の職員	12月以上24月以内
(2) 県内の他の公共機関	9月以上18月以内
(3) 近畿府県内及び隣接県内の他の公共機関の職員	6月以上12月以内
(4) 近畿府県及び隣接県以外の他の公共機関の職員	3月以上6月以内
(建設業法違反行為)	
9 有資格者等が建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、次に掲げる処分等をされたとき。	当該認定をした日から
(1) 逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合	6月以上12月以内
(2) 営業停止処分を受けた場合	3月以上6月以内
(3) 指示処分を受けた場合	1月以上3月以内
(不当要求排除)	
10 市等発注の工事等の施工に当たり、入札参加者及び契約の相手方が当該入札の過程及び契約の履行に関して第三者から不当要求を受けたにもかかわらず、故意又は過失により報告しなかったとき。	当該認定をした日から1月以上6月以内
11 不当要求行為等の行為者が近江八幡市コンプライアンス条例(平成22年近江八幡市条例第233号)第16条第3項に基づく警告を受けたとき。	当該認定をした日から1月以上6月以内
(不正又は不誠実な行為)	
12 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不当であると認められるとき。	当該認定をした日から

(1) 市等発注の工事に関し、正当な理由なく入札の無断欠席を繰り返したとき。	1月
(2) 市等発注の工事等に関し、入札執行者の指示に従わなかったとき。	1月以上2月以内
(3) 市等発注の工事等に関し、連合したと認められるとき。	4月以上6月以内
(4) 市等発注の工事等に関し、契約締結、契約履行を妨害したとき。	3月以上6月以内
(5) 市等発注の工事等に関し、事前公表を行っている予定価格を上回った価格及び最低制限価格を下回った価格で故意に入札したとき。	1月
(6) 市等発注の工事等に関し、入札に関する業務において前各号に掲げるもののほか、不正又は不誠実な行為を行ったとき。	1月
(7) 工事等に係る業務に関し、次に掲げる者が暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
ア 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は有資格者と同等の責任の地位にある者が行った暴力行為	6月以上9月以内
イ 有資格者の使用人が行った暴力行為	4月以上6月以内
(8) 工事等に係る業務に関し、脱税行為により、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	1月以上3月以内
(9) 有資格者が滋賀県内で行った行為等において、この基準で掲げる場合を除き、業務関連法令、労働者使用関連法令及び環境保全関連法令に重大な違反をし、処分されたとき。	1月以上2月以内
(10) 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、有資格者又は有資格者の役員が禁錮刑以上の刑に当たる犯罪の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴され、禁錮刑以上の刑又は刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。	1月以上3月以内
13 別表第1及び前項に掲げる場合のほか、有資格者又は有資格者の役員に重大な反社会的行為があり、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上2月以内

備考

- 1 「市等」とは、市長部局、水道事業所、総合医療センター、教育委員会をいう。
- 2 「市の設立に係る公社、公益的法人」とは、土地開発公社等の市が作成した建設工事等資格者名簿を使用している法人のことをいう。
- 3 「有資格者の役員」とは、法人の代表権を有する役員、代表権を有しないその他の役員又は支店等の代表権を有する者をいう。
- 4 「近畿府県及び隣接県内の公共機関」とは、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県、岐阜県及び三重県をいう。
- 5 「公共機関の職員」とは、贈賄罪及び公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律違反が成立する全ての機関(国の機関、地方公共団体、公社、公団等)の職員をいう。
- 6 第5条の停止措置期間の特例により1月を2分の1とする場合の日数は、15日とする。

別記様式(第14条第1項関係)

年 月 日

再苦情申立申請書

近江八幡市長 あて

再苦情申立者の住所氏名

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

申立対象工事	
申立事項	
申立の根拠	